

水戸市立笠原中学校「いじめ防止基本方針」

令和5年7月修正

1 いじめ防止対策に関する基本理念（水戸市）

笑顔にあふれ、安心して生活できる学校を目指して！

- ☐ みんなで話し合い
- ☐ とともに勇気をもち
- ☐ 信頼し合える仲間づくり

2 いじめに関する基本的な考え方

（1）いじめの定義

この法律において「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法第2条第1項】

（2）いじめの基本認識

いじめは、どの子どもにも、どの学校にも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害者も加害者も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる（中略）

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉鎖性）、「観衆」として、はやし立てたり、面白がったりする存在や、周辺での暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。

【国の基本方針】

本校においては、上記をいじめの基本方針とし、以下の「いじめの防止」、「いじめの早期発見」、「いじめへの対処」、「地域、家庭、関係機関との連携」の施策を講じ、いじめ防止対策のための組織を置く。

3 いじめの防止（未然防止）

（1）基本的な考え方

いじめは、どの子供にも、どの学校にも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、全ての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。加えて、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

【国の基本方針】

以上のいじめ防止に対する国の基本的な考え方にに基づき、本校では積極的・予防的な生徒指導の実践でいじめの防止を図る。

1 生徒指導とは

（1）生徒指導の定義

生徒指導とは、児童生徒が、社会の中で自分らしく生きることができる存在へと、自発的・主体的に成長や発達する過程を支える教育活動のことである。なお、生徒指導上の課題に対応するために、必要に応じて指導や援助を行う。

（2）生徒指導の目的

生徒指導は、児童生徒一人一人の個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えると同時に、自己の幸福追求と社会に受け入れられる自己実現を支えることを目的とする。

（3）生徒指導の目的を達成するために

生徒指導の目的を達成するためには、児童生徒一人一人が「自己指導能力」を身に付けることが重要である。

2 自己指導能力を獲得するために

（1）自己指導能力とは

児童生徒が、深い自己理解に基づき、「何をしたいのか」、「何をすべきか」、主体的に問題や課題を発見し、自己の目標を選択・設定して、この目標の達成のため、自発的、自律的、かつ、他者の主体性を尊重しながら、自らの行動を決断し、実行する力である。

（2）自己実現の基礎にあるもの

日常の学校生活のあらゆる場面における様々な自己選択、自己決定をさせ、その過程において、教職員が指導・援助を行う。その際、生徒一人一人が存在感をもち、共感的な人間関係を育み、自己決定の場を豊かにもち、望ましい人間関係づくりを行うことが重要である。

（3）自己存在感の感受

学校生活のあらゆる場面で、「自分も一人の人間として大切にされている」という「自己存在感」を、児童生徒が実感することが大切である。また、ありのままの自分を肯定的に捉える自己肯定感や、他者のために役立った、認められたという「自己有用感」を育むことも極めて重要である。

(4) 共感的な人間関係の育成

教職員と児童生徒、児童生徒同士の選択できない出会いから始まる生活集団を、どのようにして認め合い・励まし合い・支え合える学習集団に変えていくのかということに重点を置く。失敗を恐れない、間違いやできないことを笑わない、むしろ、なぜそう思ったのか、どうすればできるようになるのかを皆で考える支持的で創造的な学級・ホームルームづくりを実践していく。

(5) 自己決定の場の提供

児童生徒が自己指導能力を獲得するには、授業場面で自らの意見を述べる、観察・実験・調べ学習等を通じて自己の仮説を検証してレポートする等、自ら考え、選択し、決定する、あるいは発表する、制作する等の体験が何より重要である。

(6) 安全・安心な風土の醸成

児童生徒一人一人が、個性的な存在として尊重され、学級・ホームルームで安全かつ安心して教育を受けられるように配慮していく。また、他者の人格や人権をおとしめる言動、いじめ、暴力行為などは、決して許されるものではなく、お互いの個性や多様性を認め合い、安心して授業や学校生活が送れるような風土を、教職員と共に、児童生徒自らがつくり上げるようにすることが大切である。

3 積極的・予防的生徒指導の実践

(1) 予防的生徒指導 → 治療的予防と教育的予防

① 治療的予防

問題に対する専門的な知見をふまえ、早期発見・早期対応を徹底したり、更に一步先んじて発生を予測したりするなど、問題を起こしそうな生徒を念頭に置いて行われる問題対応型の予防

② 教育的予防

問題を起こしそうな生徒に特化することなく、また、当面の問題にのみならず、将来の問題も対応できるよう、すべての生徒が問題を回避・解決できる大人へと育つことを目標に行われる健全育成型の予防

(2) 積極的・予防的生徒指導を進めるための活動

(治療的予防をしっかりと行った上で教育的予防を行うことを前提とする。)

① ライフスキル学習

「他者理解、自己理解、感情表現、聞き方、話し方、状況理解、コミュニケーション力、人間関係づくり、自己認識力、自己コントロールの能力、社会認識力、対人関係能力」を高めるために行う学習

② 学習における生徒指導

ア 学習態度のあり方の指導（学業指導）

学習のルールを徹底し、落ち着いた雰囲気での学習に取り組ませる。

イ 学び合いの学習

・意欲的な学習を促す（課題提示の工夫）

- ・生徒のよさや興味関心を生かした指導
 - ・互いの考えを交流し、互いのよさを学び合う場を工夫した指導
 - ・自ら選択する場を工夫した指導
 - ・自己肯定感を高める指導
 - ・コミュニケーションを成立させ、よりよい人間関係を構築する指導
- ③ 特別活動での生徒指導
目的と目標をおさえた学校行事（体育祭、芸術祭、宿泊行事、各学年行事等）、生徒会活動で自己存在感、共感的な人間関係、自己実現の喜びを味わわせる。
- ④ 道徳
道徳の学習を通して、これからの人生で起こるであろう事象に対してよりよい選択が行えるようにしていく。

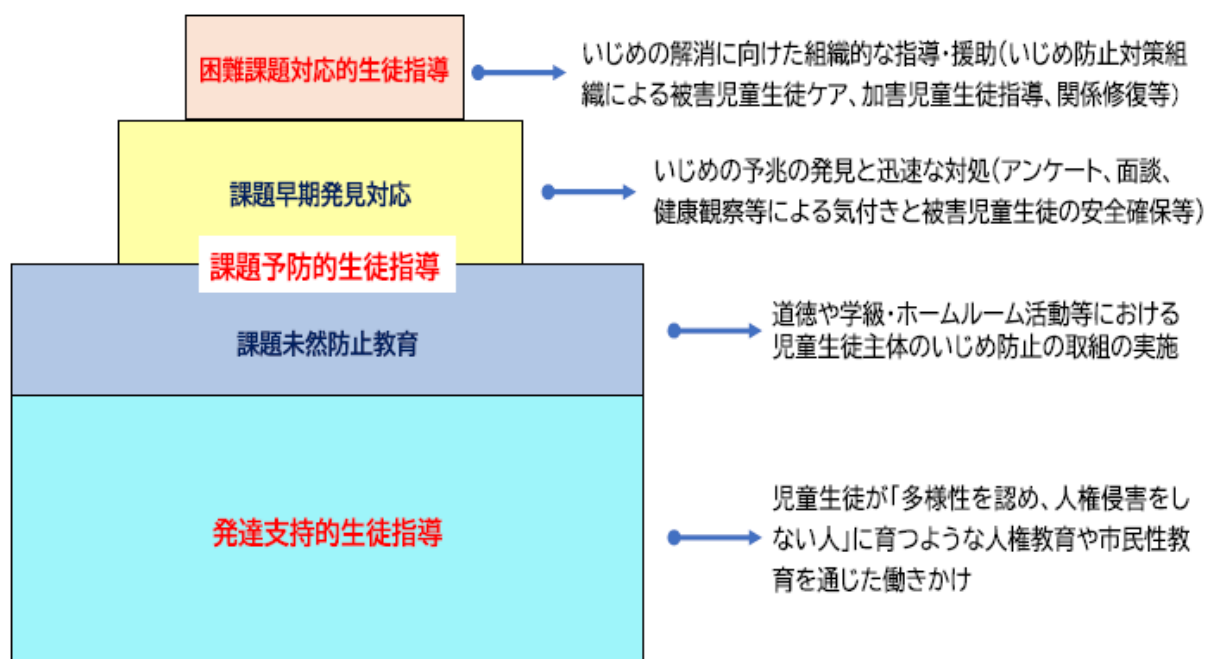


図1 いじめ対応の重層的支援構造

【生徒指導提要より抜粋】

4 本校のいじめに対する取組

(1) いじめの早期発見

① 生活アンケートの実施

毎月1回の生活アンケートを実施し、日常的な実態把握と定期的な情報収集との組み合わせによる複合的な把握に努める。

② 個別面談

学期に1回程度、学級担任による個別面談を実施する。面談を通して生徒理解に努め、生徒の悩み事や困難と考えていることの解決を図る。また、教育相談を実施し個別のニーズや状況に応じた援助指導を行う。

③ 日常の観察、生徒とのコミュニケーション

生徒の仕草や視線など小さなサインを見逃さないように日常的な観察を行う。学級担任だけでなく、教科担当や部活動顧問など複数の教職員が客観的な観察を心がける。また、休み時間には、廊下等で生徒と挨拶を交わしたり、相談を受けたりすることができるようにする。

④ 生活ノート（エンジョイ・マイ・ライフ）

生活ノート（エンジョイ・マイ・ライフ）を活用して、生徒とのコミュニケーションを図り、心的変化を見逃さないようにしたり、いじめの早期発見につなげたりする。

⑤ いじめの認知

生活アンケートや個人面談、教育相談を通じての認知をはじめ、ふざけあいのように見えても、被害が発生している場合もあるため、状況をしっかりと見取り、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

⑥ 特に配慮が必要な生徒

発達障害を含む障害のある生徒、海外から帰国した生徒や外国人の生徒、性的マイノリティをもつ生徒、東日本大震災により、被災した生徒又は原子力発電所事故により避難している生徒については、日常的に該当生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携を密にしていく。また、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

⑦ 日々のいじめ防止に向けた流れ

生徒の変化を察知するために、日々の記録を蓄積しておく。担任は小さな変化や相談についても一人で抱え込まず、学年主任または生徒指導主事に報告・相談を行い、連携していく。面談での情報は、秘密事項を除いて、面談を行った教職員にとどめず、学年主任および生徒指導主事に報告し、家庭との連携にも努める。

（２）いじめへの対処

① いじめが起きた場合の対応・基本的な流れ

ア 問題行動等の報告

・関係教職員 → 学年主任・学年生徒指導担当 → 生徒指導主事
→ 教頭 → 校長

イ 詳細の確認と対応方針の決定（いじめ防止対策委員会）

ウ 事実確認

・被害生徒と加害生徒への面談 ・関係生徒の面談 ・アンケートの実施

エ 協議対応（いじめ防止対策委員会）

・保護者への連絡 ・被害及び加害生徒への対応 ・学級（学年）指導内容
・全教職員との情報共有 ・教育委員会への連絡

オ 被害及び加害生徒への対応

カ 保護者への連絡

・家庭訪問の実施 ・把握した事実の報告と対応方針の説明

キ 全教職員への情報共有

・経過報告と各学級での指導内容の確認

ク 学級指導，経過観察，教育委員会への報告

② ネット上でのいじめへの対応

ア 「① いじめが起きた場合の対応・基本的な流れ」を基に早急に対応する。

イ 加害者にデータの削除を求める。

ウ 加害者が特定できない場合には、警察に相談し、対応する。

③ 「いじめの解消」の定義

「いじめの解消」については、加害者を指導したり、加害者が被害者に謝罪したりしたことで解消したと判断するのではなく、次のア、イの両方の条件を満たした場合に解消したと判断する。

ア 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間（3か月が目安）継続している。

イ 被害生徒が心身の苦痛を感じていない（本人や保護者の面談等で心身の苦痛を感じていないかを確認する）

（3）いじめ防止対策委員会（組織の設置）

※◎は通常組織，○は重大事態時に入る可能性あり

◎校長，教頭，教務主任，生徒指導主事，保健主事，養護教諭，各学年の学年主任・生徒指導部員，特別活動主任

○ スクールカウンセラー，心の教室相談員，PTA 会長，スクールロイヤー，医師，警察官関係者（市教委対応）

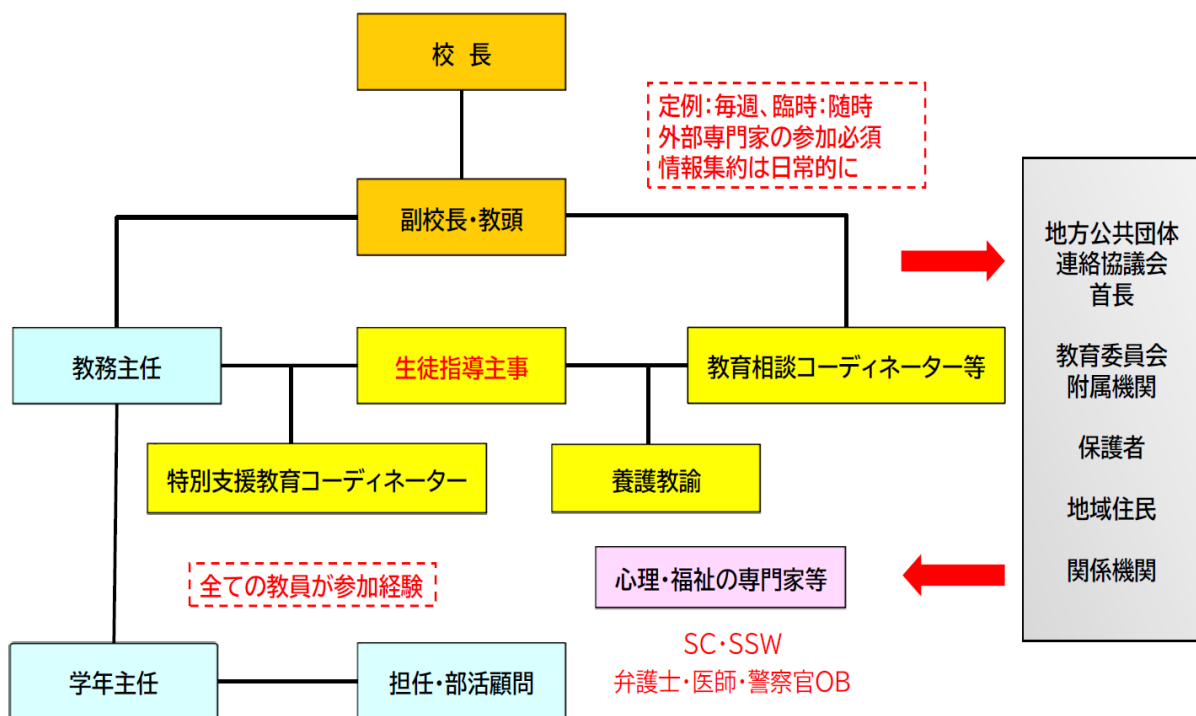


図2 学校いじめ対策組織

（4）家庭，地域，関係機関との連携

① 家庭との連携

学校と保護者が一体となった取組を行うために、学校だよりや、学年だより、HP等の情報発信を積極的に行う。また、生活ノート（エンジョイ・マイ・ライフ）を有効に活用し、学校と保護者が情報を共有し、いじめの未然防止や早期発見に努める。

② 地域との連携

学校関係者評価委員会等において、学校が抱える問題としての「いじめ」について、様々な立場の委員から建設的な意見をいただきながら取組を進める。また、地域の学校関係者等（コミュニティスクール）の協力を仰ぎながら、地域での子育て

の在り方や、親子での取組を通して、地域としての子どもへの係わりを深めてもらう。

③ 関係機関との連携

いじめの対応については、教育委員会との連携はもとより関係機関（警察，児童相談所，医療関係等）との適切な連携が必要になる。いじめの中で、犯罪行為として取り扱われるべきものについては、速やかに警察に相談することとする。なお，そうした際には，教育的な配慮や被害生徒への意向の配慮も踏まえた上で，警察に相談・通報を行い，連携した対応をとる。

（５）重大事態への対応

① 重大事態の定義

以下の２点のどちらかに当てはまるとき重大事態とする

○ いじめにより生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合

（法第 28 条第 1 項第 1 号）

○ いじめにより相当の期間（年間 30 日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合

（法第 28 条第 1 項第 2 号）

② 重大事態が発生した場合の基本的な姿勢

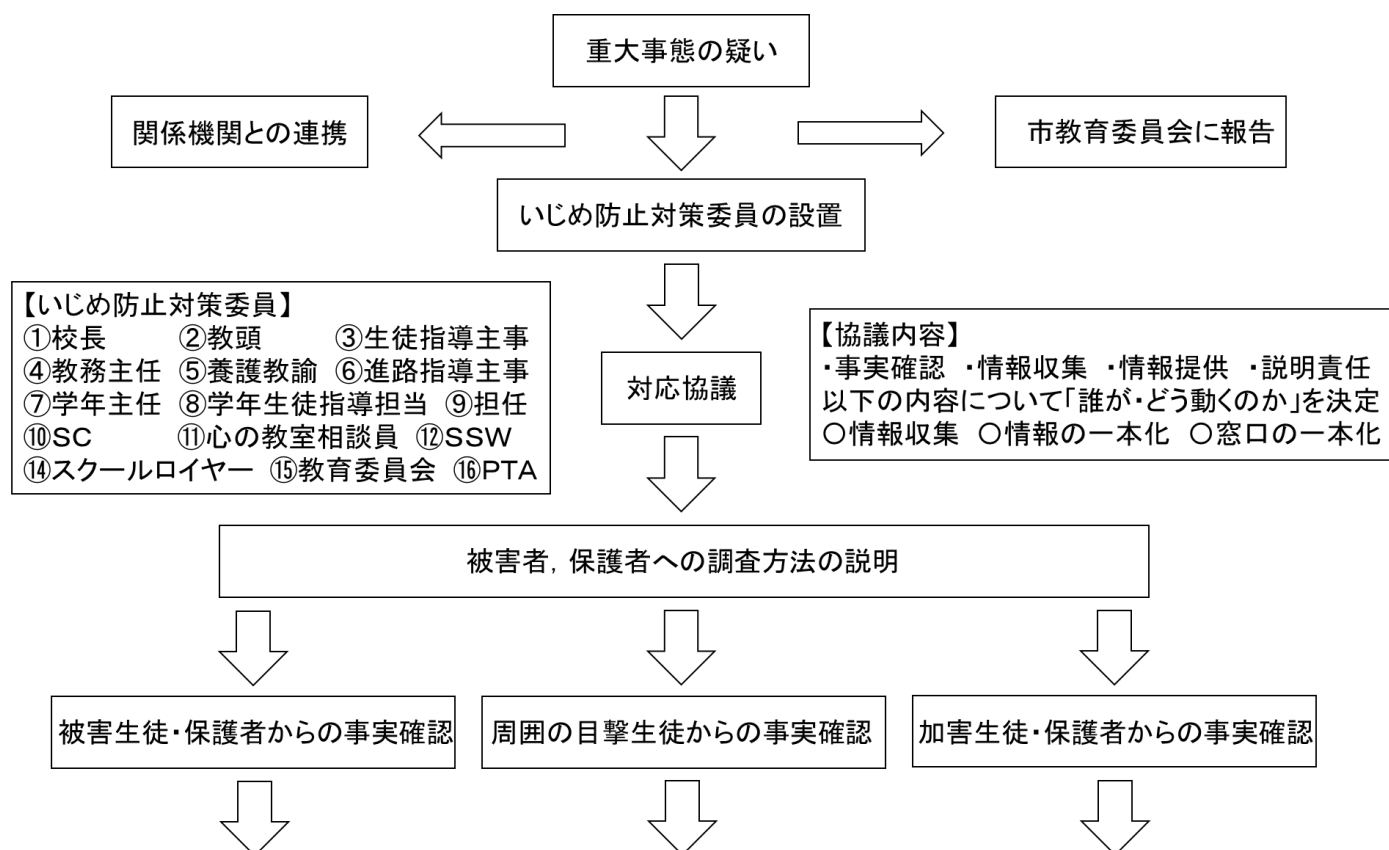
ア 調査委員会を設置し，速やかに事態の把握を行う。

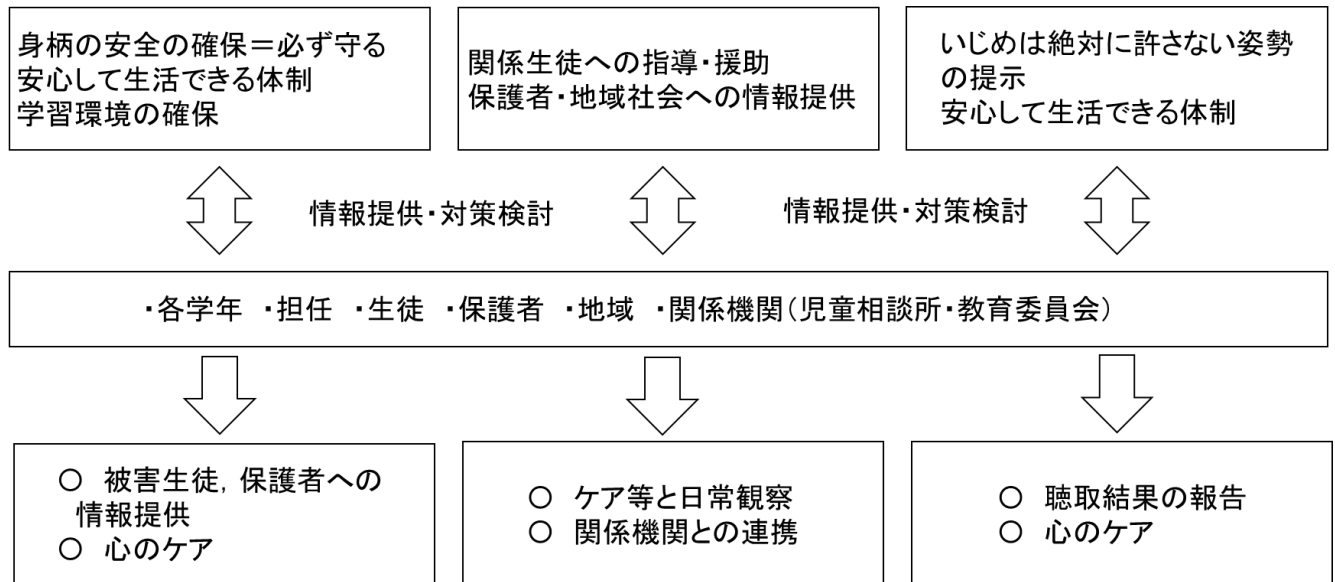
イ 教育委員会と連携し，事実解明への協力を依頼する。いじめの事実等について調査したことをありのままに伝え，説明責任を果たす。

ウ いじめを受けた生徒の心のケアに最大限努める。

エ いじめに関与した生徒のケアに努める。

③ 重大事態への対応の流れ





(6) その他

① 取組の評価及び検証

学校評価において、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況（アンケート）を評価項目に位置付ける。結果をもとに、いじめ対策委員会で方針の見直しやブラッシュアップを行う。

参考書籍

生徒指導提要（令和４年１２月）文部科学省